

市事議第229号  
平成24年2月28日

京都市会議長 井上与一郎 様

市会改革推進委員会  
委員長 田中 英之

### 市会改革推進委員会報告書

この度、市会改革推進委員会では、下記の項目について、別添のとおり検討結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

#### 記

- 1 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化
- 2 重要議案に対する公聴会の開催  
参考人制度の積極活用（招致手続の簡素化）
- 3 専門的知見の活用
- 4 外部の有識者等からなる附属機関，調査機関等の設置
- 5 市内外からの議会サポーターの募集
- 6 他都市議会との連携強化

平成 24 年 2 月  
市会改革推進委員会

## 市会改革推進委員会における協議結果について

平成 24 年 2 月 16 日（第 10 回）の委員会において、討論する市会及び衆知を集める市会の観点から検討する個別項目についての協議を行った結果、以下のようによまとまった。

### 1 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化

#### 【検討趣旨】

議会への市民参加を推進するとともに、請願書に記載し切れなかった願意について、より深い理解につなげることを目的として、趣旨説明を制度化することについて検討する。

#### 【委員の主な意見】

##### ○請願者による趣旨説明

- ・請願者から説明を聞くことは、市民参加を進めるためにも必要なことであり、請願者が趣旨説明を求めた場合には請願取扱要綱に基づき、積極的に各委員会で実現させる努力をしてほしい。
- ・紹介議員は請願者から説明を受け、議論を重ねたうえで署名しているので、請願者ではなく紹介議員が説明すれば事足りるので制度化する必要はない。
- ・現行でも実施可能であれば、現行のまま進めていってはどうか。

##### ○紹介議員による趣旨説明

- ・議員が請願を紹介するに当たって、それなりの責任を果たす必要があるということから、紹介議員による趣旨説明は必須化すべきである。
- ・それぞれ責任を持って紹介議員になっているが、請願権を保障するということも紹介議員の一つの任務である。必須ということではなくて、請願者から依頼がある場合や、紹介議員の希望があれば会議規則第 98 条の規定に基づいて、積極的に説明するということにすればよい。
- ・市会改革の委員会ですできるだけ結論を出して実施していくことは大事であるが、何でも制度で縛るのは避けた方がよい。委員会の中で実行可能なことをやっていくということの方がよいのではないかと。
- ・今回の議論で、紹介議員として説明責任を果たすことが可能となる土壌ができたので、制度化、必須化ではなく、積極的に現行規定を活

用していくということを確認したらよい。

- ・紹介議員という位置付けと、制度を活用する際の運用をどうするのかということも含めて整理をするべきである。

- ・これまで理事者から請願の趣旨説明を受けていることに疑問があった。請願者から直接話を聞いている紹介議員が説明するのが本筋である。

#### 【委員会での結論】

本件については、請願者の趣旨説明については制度化せず、現行のまま、委員会の決定により行うこととする。

紹介議員による趣旨説明についても制度化はしないが、京都市会会議規則第98条及び標準市議会会議規則第135条第2項の趣旨を踏まえて積極的に活用する。今後、制度化が必要であるという議論になれば制度化に向けて進めていく。

(参考)

京都市会会議規則

第98条 委員会は、審査のため必要と認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

標準市議会会議規則

第135条（第1項は京都市会会議規則第98条と同旨であるため省略）

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

## 2 重要議案に対する公聴会の開催

### 参考人制度の積極活用（招致手続の簡素化）

#### 【検討趣旨】

委員会審査の参考とするために、公聴会や参考人制度を活用し、学識経験者、利害関係者等広く市民の意見を聴く機会を積極的に設けるかどうかを検討する。

#### 【委員の主な意見】

- ・重要議案が何かというのは各委員会で検討して判断することであるが、形骸化している制度を活用し、各委員会で積極的に公聴会が実施できるよう、この委員会で確認したらどうか。

- ・現在、公聴会及び参考人招致のいずれも活用されていないので、先に参考人制度を積極活用するべきである。公聴会は今のところ現状のままではよいのではないか。

- ・議長への事前通告に日数を要することがハードルになって参考人の招致が困難であることから、事前通告を省略するという整理をしたい。
- ・過去の参考人の事例はマイナスのイメージなので、議会として悪いイメージを払拭し、参考人に来てもらいやすいような環境づくりが重要である。

**【委員会での結論】**

公聴会、参考人招致については、どちらも現行の制度の趣旨をしっかりと認識したうえで、積極活用に向けて取り組む。また、参考人制度については、議長への事前通告を省略することによって手続の簡素化を図ることとする。

### 3 専門的知見の活用

**【検討趣旨】**

議案の審査等に関し学識経験者等の知見を活用することについて検討する。

**【検討の経過】**

専門的知見の活用については、一定期間を設けて学識経験者等に議案や所管事務等に係る調査を依頼するという制度の趣旨を確認し、共通の認識を得たうえで、必要に応じて積極的に行っていけばよいとの意見が出された。

**【委員会での結論】**

積極的に専門的知見の活用を図っていく。

(参考)

地方自治法

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

#### 4 外部の有識者等からなる附属機関，調査機関等の設置

##### 【検討趣旨】

外部の有識者等で構成する組織に市会として諮問を行い，答申を受けることにより，その時々で必要な専門的な知識・識見を得ることができることとするため，外部の有識者等からなる「附属機関，調査機関等」の設置について検討する。

##### 【委員の主な意見】

- ・今すぐ設置すべきテーマがあるわけではないが，積極的に設置をして議論を進めていけるようにすればよい。
- ・重要な案件が出たときに議会が行政の審議会に対抗できるような附属機関を設けて議論していくというのは一つの方法である。
- ・設置するときに委員や目的を決める必要があるが，設置だけしても実行がなくほったらかしということになりかねない。必要性が生じた段階で議論をして設置をするという程度にとどめておけばよいのではないか。
- ・必要性が出てきた時点で設置の根拠規定も含めて検討すればよいのであって，今，無理に規定を定めるところにまで踏み込む必要はない。
- ・議会基本条例を制定する際に規定を盛り込むかどうかという議論は別として，附属機関等を設置することができるということでは合意しておきたい。
- ・附属機関，調査機関等の設置をする際は，学者から意見を聴くことも非常に大事であるが，関係者から話を聴くことについても議論する必要がある。

##### 【委員会での結論】

外部の有識者からなる附属機関，調査機関は，必要に応じて設置することができるということを申合せとして確認する。

## 5 市内外からの議会サポーターの募集

### 【検討趣旨】

市内外からの自主的な協力者（議会サポーター）を募集する議会サポーター制度の導入について検討する。

### 【委員の主な意見】

- ・市民に議会活動のサポートをしてもらう制度を作る必要はない。それよりも専門的知見を持った事務局職員をもっと増やしてほしい。
- ・議会を活発化させていこうというときに、ここで想定されている専門的知見に近い議会サポーターではなく、市民も一緒に盛り上がるような議会サポーターがよいのではないか。

### 【委員会での結論】

本件については、委員会での検討を終了する。

## 6 他都市議会との連携強化

### 【検討趣旨】

京都市会の機能強化や活性化等を図るために、他都市議会との意見交換や交流をいっそう深める取組を実施することについて検討する。

### 【委員の主な意見】

- ・政党内の議員の連携とは別に、議会同士の連携は非常に意義があり、折角の機会であるので、この際、連携強化を考えてみたらどうか。
- ・連携の必要性について議論がされないまま先に枠組みを作っても意味がない。必要性を自ら作り出していく議論をするべきではないか。
- ・連携が必要なときに京都市会として取り組むとともに、他都市議会から要請があったときには積極的に対応するという認識を持って連携強化を図ることとすればよいのではないか。
- ・他都市と連携していくべき課題もあるので、必要であれば積極的に他都市と連携していくような申合せをすればどうか。

### 【委員会での結論】

他都市議会との連携が必要となったときに積極的に取り組むことを申合せ事項とする。